海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第二号中「生活介護（次号」を「生活介護（同号」に改め、同条第二項第一号中「とき（次号」を「とき（同号」に、「十万五千二百九十円」を「十六万五千百五十円」に改め、同項第二号中「五万七千百九十円」を「七万七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十八号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条　東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

（平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第二条　平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第二条　前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十九号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第二号中「生活介護（次号」を「生活介護（同号」に改め、同条第二項第一号中「とき（次号」を「とき（同号」に、「十万五千二百九十円」を「十六万五千百五十円」に改め、同項第二号中「五万七千百九十円」を「七万七百九十円」に改め、同項第三号中「とき（次号」を「とき（同号」に、「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

別表中

六、一六〇円	七、九二三円	九、五五〇円	一〇、七八八円	一一、六三三円	一二、三七五円
五、一九五円	六、一七五円	六、八六〇円	八、〇一三円	八、八九八円	九、三六〇円

を

六、一九八円	七、九五五円	九、五八〇円	一〇、八一〇円	一一、六四五円	一二、三八八円
五、二二五円	六、二〇三円	六、八八〇円	八、〇二八円	八、九二〇円	九〇八円

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。